

項目	NO	問	回答
1. 特定講習の対象講習	1	資格取得を目的とする講習は対象になりますか。	対象になります。 ただし、『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項を満たしていることが必要です。
	2	社会人以外も受講している講習は対象になりますか。	対象になります。 ただし、『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項を満たしていることが必要です。
	3	受講要件を設定している講習は対象になりますか。	対象になります。 特定講習は、目指すべき人材像、分野に応じ、一定の専門的知識や実務経験等が前提となることが想定されます。そのため、受講にあたって必要となる知識等がある場合には、これについても受講者にも分かりやすい形で公表することが必要です。ただし、それ以外を排除することは避けてください。 同様に、受講者を特定の企業や団体に所属する者に限定する場合は対象外となります。
	4	他省庁や自治体の指定、認定、助成を受けている講習も対象になりますか。	対象になります。 ただし、『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項を満たしていることが必要です。
	5	大学が実施する講習は対象になりますか。	対象になります。 『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 (8)事業遂行能力を満たしていれば、民間の教育事業者に限られません。
	6	複数の教育事業者が共同で行う講習は対象になりますか。	対象になります。 その場合は、実施主体を定めて応募してください。
	7	他社の教育プログラム（講習）を委託等により実施する場合は対象になりますか。（OEMなど）	対象となります。 ただし、その講習について安定・継続的な運営が見込めない場合は、対象となりません。なお、OEMの場合でも、指定にあたっては、講習内容、講師、環境など、特定講習を実施するために必要な要素が、すべて揃っていることが必要です。個々の事案による判断が必要となるため、具体的には事務局に相談ください。
	8	6時間の講習は対象になりますか。また、講習時間に上限はありますか。	6時間の講習は対象になります。また、講習時間に上限はありません。 『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項を満たしていることが必要です。
	9	定員に決まりはありますか。	ありません。講習の目的を達成するのに適した定員を設定してください。 ただし、集合型で講習を実施する場合は、上記に加え、感染症拡大防止の観点より定員を設定してください。
	10	受講料の上限はありますか。	特に決まった上限はありません。 ただし、実施するための情報として、受講費用が一般に公開されていることが必要です。この他にも、『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項を満たしていることが必要です。
	11	会員価格と非会員価格が設定されている講習は対象になりますか。	対象になります。 ただし、実施するための情報として、受講費用が一般に公開されていることが必要です。この他にも、『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項を満たしていることが必要です。
	12	これまで自治体等の助成を受けて無料や割引料金で実施していたものを、正規価格で応募することは可能ですか。	可能です。 ただし、実施するための情報として、受講費用が一般に公開されていることが必要です。この他にも、『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項を満たしていることが必要です。
	13	新規の講習は対象になりますか。	原則として、応募の日から遡って1年以内の期間内に応募講習と同じ課程の講習を実施し、終了していることが必要です。 個々の事案による判断が必要となるため、具体的には事務局に相談ください。
	14	1年間の講習の実績がある場合は、応募可能ですか。	原則として、応募する講習に限らず、応募者が講習事業を開始した日以降、応募の日までに定款で定める1営業年度以上の事業実績を有し、かつ、その間安定して運営されている実績が必要です。 個々の事案による判断が必要となるため、具体的には事務局に相談ください。
	15	講習の一部に新しい内容（開発中又は実績なし）が含まれている場合は対象になりますか。	講習を構成する講習時間のうち、新しい内容の割合が30%未満の場合は対象になります。
	16	講習の一部に新しい内容（開発中又は実績なし）が含まれている場合で、受講者の満足度（講習の目的、スキルの修得状況、目標への到達度など）や講師に対する評価等の実績が分かるアンケート等の結果がない場合についても応募できますか。	講習を構成する講習時間のうち、新しい内容の割合が30%未満の場合は、新しい内容を含む前の講習の実施に係るアンケート等の結果を提出して応募することが可能です。新しい内容の割合が30%以上の場合は、トライアル実施などを行ったうえで、アンケート結果等を提出することにより応募可能です。個々の事案による判断が必要となるため、具体的には事務局に相談ください。
	17	募集等要領「4-2(8)-1 事業の遂行能力」の【ポイント】②に、「いずれの講習形態においても、講習実施時に、適切な方法により受講者の本人確認及び登録スキルの登録番号の確認を行い、受講者のなりすましを防止する対策をとること。」と記載されています。どの程度の確認が必要でしょうか。	「特定講習」は法定講習となりますので、本人が受講することが必須です。本人確認の方法を指定するものではありませんが、講習の実施形態に関わらず、本人確認を行ってください。 次に示すような方式を、いずれか、または複数組み合わせで実施してください。 【eラーニングの場合の例】 ・IDとパスワードによるログイン ・修了時のアンケート調査項目における、本人確認が可能な情報の収集 等 【Web会議システム等を用いた非集合型の場合の例】 ・IDとパスワードによるログインと動画・音声通信等による直接のコミュニケーション ・本人確認が可能な書類（※）のカメラへの投影と動画・音声通信等による直接のコミュニケーション 等 【集合型の場合の例】 ・本人確認が可能な書類（※）の確認 等 （※）本人確認が可能な書類 ・情報処理安全確保支援士登録証（写し）、または情報処理安全確保支援士登録カード ・マイナンバーカード ・免許証、パスポート 等
	18	本人確認は、講習実施時のいつ行えばよいでしょうか。	講習開始時（eラーニングの場合はログイン時）、講習中、講習終了時など、本人確認を行うタイミングは問いません。

項目	NO	問	回答
	19	非集合型講習と集合型講習の教材が同一で、かつ、両者とも開催実績がある講習の場合、応募は、同一講習として応募できますか。	<p>同一講習として応募することも、別講習として応募することも可能です。</p> <p>同一講習として応募する場合は、様式第1号「6. 応募講習一覧」の「⑥講習形態」において、「リモート形式での講習」と「集合型の講習」の両方を選択してください。また、様式第2号「8. 講習の内容（カリキュラム）」を、講習形態毎に提出してください。</p> <p>別講習とし応募する場合は、同一教材を使用する講習の関連がわかるように、様式第1号「6. 応募講習一覧」には、（例）に示すように記載してください。また、様式第2号では、双方の相違部分がわかるように記載してください。</p> <p>（例）様式第1号「6. 応募講習一覧」において、「応募講習No」1001と1002の講習において、実施形態が異なるが同一教材を使用する場合 「応募講習No」：1001 の「②基としている講習」に「1002」、「@備考」に「応募講習No1002と教材が同一」と記載 「応募講習No」：1002 の「②基としている講習」に「1001」、「@備考」に「応募講習No1001と教材が同一」と記載</p> <p>なお、感染症対策等を考慮し、やむを得ず、講習形態を変更せざるを得ない等の事由によることを想定している場合は、同一応募も認めますが、目的、到達目標、受講料、講習時間が変わらないことが前提です。 具体的には、事前に事務局に相談ください。</p>
	20	集合型講習での実績があるが、達成目標、受講料等を変更せず、講習形態のみを非集合型講習に変更して応募する場合、非集合型での開催実績はなくても応募はできますか。	<p>応募可能です。</p> <p>応募の際は、次のように対応してください。</p> <p>(1)開催実績のある集合型講習を、様式第1号「5.前営業年度におけるセキュリティ分野の講習実績」に記載してください。</p> <p>(2)応募する講習（実績のない非集合型講習）については、次のように記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●様式第1号「6. 応募講習一覧」 「②基としている講習」：(1)で記入した「5.前営業年度におけるセキュリティ分野の講習実績」の「①講習の名称」を記載 「@備考」：(1)で記入した講習との関連について説明を記載 ●様式第2号 「基としている講習」：(1)で記入した「5.前営業年度におけるセキュリティ分野の講習実績」の「①講習の名称」を記載 「10.講習及び演習の形態」の各項目：講習形態を変更することにより工夫した点、相違点等をわかるように記載してください。
2. 応募	1	応募件数や特定講習として認められる講習件数に上限はありますか。	ありません。
	2	電子申請ができない場合は、紙による応募でも可能ですか。	可能です。その場合は、事前に事務局まで相談ください。
	3	様式1は、主に一般事業会社を想定した様式になっていますが、それ以外の組織が応募する場合、どのように記載すればよいですか。	『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 (8)事業遂行能力」を満たしていれば、一般事業会社に限らず、応募は可能です。適宜、読み替えて記載してください。必要に応じて、事務局に相談ください。
	4	「講習で使用する教材及び演習の実施内容を示す資料等をすべて提出」とありますが、教材以外にどのようなものを提出する必要がありますか。	『「情報処理安全確保支援士 特定講習」募集等要領』4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項」を満たしているかについて、様式と教材のほか、演習の実施内容を示す資料等により確認します。演習の実施内容を示す資料等とは、演習のテーマのほか、実際の受講生の回答内容や開発の内容（匿名、一部でも可）を示す資料など、演習の実施内容と結果が具体的に分かるものを提出してください。提出が必要な資料については、「特定講習応募時提出物一覧・チェックリスト（個票）」をご確認ください。
	5	実機での演習教材は、どのように提出すればよいでしょうか。	教材をPDF化し、演習教材、環境がわかるものの提出のほか、受講者と同じ環境で確認できるようなIDの貸与等にてご対応ください。詳細については、事務局まで相談ください。
	6	応募時に提出するアンケートとして、受講者の個別のアンケートの提出が必要ですか。	個別のアンケート用紙や集計票のようなものではなく、質問内容と回答が分かるように、グラフ、表、自由意見などにまとめた資料を提出してください。
	7	監修者は、応募者に属する者でもよいですか。	対象分野に関係する実務経験等を有するセキュリティ領域の専門家であれば、応募者に所属しているか否かは問いません。
	8	監修者が監修等に関与していることが確認できる資料とは、どのようなものですか。	例えば、監修者によるレビュー報告書、監修者が参加し指摘等を行っているレビュー会議議事録などです。
	9	開講月を募集状況に応じて変更したいのですが、どのように記載すればよいですか。	開講月は応募時に定める必要がありますので、応募時に開催を予定している月を定め、記載してください。
	10	機材や会場はレンタルでも大丈夫ですか。また、応募の段階で、この賃貸借契約を締結している必要がありますか。	講習の実施に支障を来さず、安定・継続的に運営できることが客観的に判断できる場合には問題ありません。なお、必要に応じ、疑義がないことを確認できる資料の提出を求めることがあります。
	11	応募する講習を適切に行うために、一部の業務を外部委託する予定ですが、応募の段階では、契約を締結していません。応募可能ですか。	講習の実施に支障を来さず、安定・継続的に運営できることが客観的に判断できる場合には問題ありません。なお、必要に応じ、疑義がないことを確認できる資料の提出を求めることがあります。また、個々の事案による判断が必要となるため、具体的には事務局に相談ください。
	12	講習の一部に新しい内容（開発中又は実績なし）が含まれている場合に、様式第2号中、「2②実施実績（最近の年度の累計）」、「2③修了者実績（最近の年度の累計）」は、どのように記載すればよいですか。	講習を構成する講習時間のうち、新しい内容の割合が30%未満の場合は、新しい内容を含む前の講習の過去1年間の実施回数及び累積修了者数を記載してください。新しい内容の割合が30%以上の場合は、新しい内容を含む講習の実施回数及び累積修了者数を記載してください。
3. 講習運営	1	修了証について、様式の指定はありますか。	指定する様式はありませんが、修了証には、講習名、受講者名、受講修了日、実施事業者名を記載してください。交付については、書面又は改竄が困難な方式によるデータ（アクセス権限（閲覧者の制限、編集・コピー等の操作を不可とする設定等）を付したPDFやデジタルバッジ等）によって交付することが必要です。
	2	非集合型の講習において、受講状況（受講の中断、取りやめ、長時間にわたる離席等）の確認や対策は、どの程度行えばよいですか。	定期的な接続状況の確認、質問を適宜行い、その応答状況を確認するなどの対応を行ってください。
	3	非集合型での講習を実施中に、受講者側に起因する理由（受講者側のネットワーク環境の不備等）によって、講習の到達目標に達しないと判断した場合は、どうすればよいですか。	あらかじめ、修了評価プロセス、修了判定について公表する中で、講習の到達目標に達しないと判定した場合は、未修了となる可能性があることを説明してください。また、受講開始前に、同様の説明をしてください。公表している修了評価プロセス、修了判定に則り、到達目標に達しないと判定した場合は、「未修了」とし、修了証は未交付としてください。
	4	講師に関して、情報処理安全確保支援士と同様以上の能力を有するものであることとして、保有していることを指定する資格はありますか。	「情報処理安全確保支援士であること、または同様以上の能力を有するものであること」の、同等以上の能力を有するものの例は、①情報分野の博士号、②CISSP、③CISA、④CISM 等です。同様以上の能力を有すると考えらる資格を保有している場合は、様式3号の「保有資格等」に記入してください。
	5	講師の実務経験について、何年以上などの指定はありますか。	講師の実務経験に関する年数は指定せず、応募様式に記載いただいた内容で審査します。

項目	NO	問	回答
	6	講師補助者について指定する資格はありますか。	指定する資格はありません。
	7	講師補助者の配置人数は、特定講習実施事業者が決める形でよろしいでしょうか。	講師補助者の配置人数は、特定講習実施事業者が決める配置基準に基づき決定してください。 審査においては、講習の質を担保する観点より、配置基準、補助者の選定基準、補助者の決定プロセス、応募時に確保している補助者の人数を確認します。
	8	非集合型での実施形態の場合の講師補助者について、補助者の機能、補助の手段等について、特定講習実施事業者の方針で決めてよいでしょうか。	講習の実施形態に応じ、講習の品質を確保し到達目標を達成するために必要な補助者の機能、補助の手段等について、特定講習実施事業者の方針に基づき決定し、対応してください。審査においては、講習品質を確保する観点より、確認します。
	9	受講履歴を保管する期間はどれくらいですか。	受講者の登録更新時期まで、受講状況を確認する可能性があるため、受講後、5年の間は受講履歴を保有してください。
	10	感染症対策として必ず行うべきことの決まりはありますか。	ありません。講習の実施形態等に応じて、適切なガイドラインを参考に、適切な対策を講じてください。 審査においては、事業継続計画とともに、感染症対策について、確認します。参考にしたガイドラインについて、応募資料に記載してください。 ※業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房）： https://corona.go.jp/prevention/
	11	「当該講習の適正な実施の管理に関する責任者」を置くこととありますが、講習の適正な実施の管理に関する責任者が、管理業務以外の事務も担当することは可能でしょうか。	可能です。当該講習実施機関の他の事務を行うことを妨げるものではありません。 ただし、「当該講習の適正な実施の管理に関する責任者」が、他の実施機関の応募講習の責任者も兼ねることはできません。
	12	「受講者からの手続等に関する問い合わせ窓口」と「苦情の処理に関する問い合わせ窓口」を公表することとありますが、同一の窓口とすることは可能でしょうか。	可能です。 審査においては、講習を適切に行うために必要な体制が整備されていることを確認します。
	13	特定講習を運営する際のルール（例：申込受付手順、受講料振込方法・振込期限、キャンセルや日程変更の期限、修了証の配布時期等）は、事業者が決めても問題ありませんか。	問題ありません。
	14	受講希望者に障がいをお持ちの方がいた場合、どうすればよいですか。	障がい者から受講の希望を受けた際は、事務局に相談ください。 特定講習では、障がい者についての対応は、「4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項」に記載しておらず、必ずしも対応を行う必要はありません。
	15	アンケートで、「経済産業省が含めるべき調査項目を示した場合に、これを含めること」とありますが、いつ頃、示されるのでしょうか。	含めるべき調査項目は、応募期間中に、経済産業省のホームページに掲載します。 なお、予定している項目は次のとおりです。また、回答は、5段階評価と考えています。 ①講習全体の満足度、②実践的な方法による演習・発表等の満足度、③講師の満足度（講師の登壇がある場合のみ）、④教材の満足度、⑤受講環境の満足度、⑥業務への活用度、⑦講習全体に関する感想・ご意見（自由記述）
	16	アンケート結果は、提出するのでしょうか。また、提出方法はどうすればよいでしょうか。	月次の実施状況報告書と一緒に提出してください。 アンケートを紙で実施する場合は、写しを提出ください。 システム等を利用してアンケート実施する場合は、電子データを、セキュリティを確保した方法（ファイル転送システム等）にて提出してください。具体的な提出方法は、特定講習の対象後に調整します。
	17	定期的（月次、及び対象期間終了後）に、実施状況報告書の提出とありますが、具体的には、いつ、どのような内容を、どのように提出すればよいのでしょうか。	①実施状況報告（月次）については、次のとおりです。 ・提出タイミング：月初5営業 ・報告項目（予定）：Excel形式の様式 実施事業者名、特定講習指定番号、特定講習名、報告対象月、報告日 講習の実施実績（回数） 講習の実施状況（修了日、講習形態、定員、受講者総数・登録セキスベ受講者数、登録セキスベ修了者等） 特記事項 ・受講修了者明細データ：CSV形式またはExcel形式とし、データ項目（予定）は次のとおりです。 特定講習指定番号、情報処理安全確保支援士登録番号、修了日、合格フラグ、事業者コード ※セキュリティを確保した方法（ファイル転送システム等）にて提出してください。具体的な提出方法は、特定講習の対象後に調整します。 ②実施状況報告（対象期間終了後）については、次のとおりです。 ・提出タイミング：対象期間終了後1カ月以内 ・報告項目（予定） 実施事業者名、特定講習指定番号、特定講習名、報告対象月、報告日 講習の予定回数と実施回数合計 ※実施回数合計が0の場合はその理由 講習の実施状況（累計）（受講者数・登録セキスベ受講者数、登録セキスベ修了者等） 総括報告、特記事項 ※セキュリティを確保した方法（ファイル転送システム等）にて提出してください。具体的な提出方法は、特定講習の対象後に調整します。
	18	「事業継続計画」及び「感染症対策」に関する資料は、社内規程を提出する必要はありますか。	非常時においても講習を継続して実施するためのリスク管理、新型コロナウイルス感染症対策が適切に行われているかを確認するための資料を提出いただくことを目的としており、必ずしも社内規程の提出を求めているものではありません。社内規程の提出ができない場合には、「4-2 特定講習の応募にあたっての留意事項（7）講習実施計画」に記載された内容がわかる資料（例えば、社内規程の概要、抜粋、対応策の具体例など）を提出いただくとともに、資料には、これを定めた社内規程などの名称を記載ください。
5. 変更	1	教材の改訂や取扱事例の変更を行う場合は、届出が必要ですか。	教材の最新状況に合わせた改訂や取扱事例の変更など、講習内容に影響がない変更については、軽微な変更として届出は不要です。
	2	講習時間が変更になる場合はどのような手続が必要ですか。	講習時間の変更は、講習の同一性が認められませんので、変更不可です。
	3	講習形態の変更する場合、変更届が必要とありますが、講習形態の変更とは、どういうことでしょうか。	講習形態の変更とは、様式第1号「6. 応募講習一覧 ⑥講習形態」及び様式第2号「1. 講習の概要 ①講習形態」の変更を指します。 例えば、「集合型の講習」として応募した講習を、「リモート形式での講習」に変更する場合は、変更届を提出してください。 事前に事務局に相談ください。
	4	教材やカリキュラムの変更は可能ですか。	教材やカリキュラムの変更などによって、目標とするレベルや対象分野に影響を与えない又はこれを改善する変更についてのみ可能です。 事前に事務局に相談ください。
	5	募集等要領6-2に記載の項目以外の変更は、変更届の提出は不要ですか。	募集等要領6-2に記載の項目の変更を行う場合は、必ず、変更届を提出してください。 個々の事案による判断が必要となるため、具体的には事務局に相談ください。

項目	NO	問	回答
6. 廃止	1	特定講習を廃止する場合には、どのような手続が必要ですか。	講習の廃止届を提出してください。 なお、廃止の場合は、受講者・受講予定者が、不利益を被らないような措置が必要です。事前に事務局に相談ください。
7. 情報発信	1	特定講習のパンフレット等に情報処理安全確保支援士のロゴマークを使用できますか。	使用できません。
	2	特定講習に関する情報発信をするときに、なにか注意することはありますか？	<p>経済産業大臣が対象として定めた特定講習に関する広告等については、本制度の適正かつ安定的な運営のためにも受講希望者が、講習選択の際に制度の内容について誤解をしやすい表現等を用いた広告等を行うことは厳に謹んでください。</p> <p>例えば、広告募集等を行う際に次のような表現や勧誘等を行うことは、制度運営上不適切なものであり、認定取消し等の対象となりますので、十分注意してください。</p> <p>(1) 本制度の対象となる単位は、講習ごとであるため、講習運営事業者自体が本制度の対象として定められていると誤解を招く恐れのある表現は使用しないでください。また、特定講習の受講者に対して、修了時に事業者独自の資格を付与することは妨げませんが、本制度において対象として定めているのは講習であることから、事業者が独自に付与する資格を認定していると誤解を招く恐れのある表現は使用しないでください。</p> <p>(2) 本制度は、講習全体（パッケージ）を対象として定めたものであり、講習を構成する各単元それぞれに対するものではありません。よって、個々の単元について対象として定められた、認定又は指定を受けたといった表現は使用しないでください。また、本制度の対象となった講習全体（パッケージ）と一部でも内容が異なる場合は、特定講習として販売はできません。</p> <p>○経済産業大臣が定めた講習（情報処理安全確保支援士特定講習）を運営する講習運営事業者である。 ○経済産業大臣指定講習（情報処理安全確保支援士特定講習）を運営する講習運営事業者である。 ×経済産業大臣の指定事業者である ×講習運営事業者として経済産業大臣に定められている ×講習運営事業者として経済産業大臣が指定している ×経済産業大臣が認定する資格が取得できる</p> <p>(3) 応募書類を提出した段階では、単に応募の手続を行ったにすぎず、特定講習の対象として定められた状態ではありません。対象講習として告示に掲載され、当該告示が公布されるまでは、「情報処理安全確保支援士特定講習」として受講者の募集（パンフレット、ホームページ等）はできません。また、このような販売活動等を行う講習運営事業者が運営する講習は対象となりません。 なお、特定講習として、講習を開講できるのは、告示の施行日以降となります。</p> <p>(4) その他、特定講習は選択可能な講習であることから、当該講習のみが特定講習の対象となっているといった表現や事実ではない表現等を用いて広告・販売等を行うことは、厳に謹んでください。</p> <p>×経済産業大臣が定めた講習のため、この講習を受講しなければならない ×経済産業大臣が指定する講習のため、この講習を受講しなければならない ×受講者名簿に名前が登録されており、受講しなければならない ×受講しないと情報処理安全確保支援士の登録を受けられない ×受講することで、情報処理安全確保支援士となる資格が得られる</p>
8. 問い合わせ	1	制度の詳細等についての問い合わせ先はどこですか。	以下の問い合わせ先にご連絡ください。 経済産業省 経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課 TEL 03-3501-1511（平日10時～17時まで）
9. その他	1	特定講習の対象となった講習について、次回の特定講習の対象期間においても継続する場合には、どうすればよいですか。	既に、特定講習の対象となっている講習を次回の特定講習の対象期間においても継続する場合には、次回の募集時に再度応募する必要があります。その場合には、申請書を簡略化し、変更点や改善箇所を中心に記載いただく予定です。詳細は、決定次第、経済産業省のHPで公表します。